

補助金等検証シート

No. 25

所属	生涯学習課	会計	1 款	8 項	5 目	5 事業	17 青少年健全育成活動事業費
第5次総合計画施策体系	章	2	節	3	部門	②	部門名
							青少年

1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称	ちびっこ文化祭開催補助金								
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市社会教育団体補助金交付要綱								
(3) 補助金創設年度	平成4	年度	交付区分 団体(固定)						
(4) 補助金の導入経緯及び目的	<p>当該事業は、市内の子ども会及び子どもたちが、日頃の活動成果の発表を行う場を提供することを目的に、公共公益的事業として、市主導型から団体が主体的に活動することを支援するために、団体主催事業として補助金を交付してきた。</p> <p>当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当する場合のみ)</p>								
(5) 平成25年度予算額	700 千円	財源	<table border="1"> <tr> <td>国・県補助金</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他特定財源()</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>700 千円</td> </tr> </table>	国・県補助金	千円	その他特定財源()	千円	一般財源	700 千円
国・県補助金	千円								
その他特定財源()	千円								
一般財源	700 千円								
(6) 平成25年度予算額積算方法	[補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい]								
<p>平成24年度の当該事業実績：平成25年2月17日(日)開催、のべ参加人数約4200人、決算額は549,242円で当初700,000円を予算計上していたが、実施団体による運営努力で経費を最小限に抑えて実施することができた。またその支出内容も妥当と判断した。</p> <p>平成25年度の事業内容・参加人数とも同規模で計画し、事業経費も同程度と見込まれるが、新たな企画に備えて予算額は700,000円を積算した。</p>									
(7) 国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等								
	[市単による上乗せがある場合は、その内容]								
	[国、県等の補助金が創設された経緯・目的]								

(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(8) 交付先(団体等名)	生駒市子ども会育成連絡協議会	(9) 団体等の構成人数	680 人																		
(10) 交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)	別紙																				
(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況(該当項目全てに○)																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>積算根拠又は内容</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市が事務局業務を行っている</td> <td>人 × 6,600 千円 =</td> <td>0 千円</td> </tr> <tr> <td>場所や備品、消耗品等は無償貸与している</td> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>有料施設等の減免を行っている</td> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>有料施設等の使用料の補助を行っている</td> <td>たけまるホール施設料金表による積算</td> <td>361 千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>千円</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	積算根拠又は内容	金 額	市が事務局業務を行っている	人 × 6,600 千円 =	0 千円	場所や備品、消耗品等は無償貸与している		千円	有料施設等の減免を行っている		千円	有料施設等の使用料の補助を行っている	たけまるホール施設料金表による積算	361 千円	その他		千円		
項 目	積算根拠又は内容	金 額																			
市が事務局業務を行っている	人 × 6,600 千円 =	0 千円																			
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		千円																			
有料施設等の減免を行っている		千円																			
有料施設等の使用料の補助を行っている	たけまるホール施設料金表による積算	361 千円																			
その他		千円																			
(12)((11)で該当項目がある場合)そのような支援を行っている理由																					

(13) 補助総合計 (5) + (11)	1,061 千円	(14) 補助総合計に占める人件費の割合	0.0 %
-----------------------	----------	----------------------	-------

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応
① 特定の具体的な事業に対する補助である。	<input type="radio"/>	
補助対象事業・補助対象経費		ちびっこ文化祭・ちびっこ文化祭開催に要する経費
② 補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。		営利目的ではないため、本事業の売上金(カレー・茶席等)は極めて少額である。本来市が実施すべき公共公益的な事業であるため、団体の持ち出しは最小限に留めるべきである。
補助率又は単価設定根拠		生駒市社会教育団体補助金交付要綱第3条 事業に要する経費のうち市長が適当と認めるもの
③ 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。	<input type="radio"/>	
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		
(2) 補助期間		
① 補助金の終期(原則として3年)を設定している。		当該事業は子どもたちの日頃の活動成果を発表できる場として参加者も多いため必要な限り継続して実施すべきである。
(終期を設定している場合) 終了年月日		
(3) 実績報告等		
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	<input type="radio"/>	
② 領収書及び契約書の写し等を添付させている。	<input type="radio"/>	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。		100万円以上の経費はなし
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。		
② 交付先団体等において適正な監査機能を有している。		
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		

3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性		
① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。	A	つながっている
〔上記のように評価した理由〕 市子連単位子ども会に所属する子どもだけではなく、市内の子どもたち誰でもが参加し日頃の成果を発表できる場になっているため、広く市民の福祉向上につながっていると見える。		
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A	適合している
〔上記のように評価した理由〕 少子高齢化・核家族化がすすみ、地域とのつながりが希薄している中で、当該事業のように子どもたちが主役となり、大人と連携して行う事業が求められている。また毎年数千人以上参加者があり市民のニーズに適合した事業といえる。		
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A	合致している
〔上記のように評価した理由〕 市の目指す姿に「地域、学校、家庭の連携のもと、青少年が「生きる力」と「心豊かな人間性」を身につけ、健やかに成長する」ことがあるが、本事業では子どもたちが主体となり、地域の大人や保護者と連携して活動し、文化活動を通して豊かな人間性を養うことができるため。		
(2) 必要性		
① 市が関与する妥当性はあるか。	A	大いにある
〔上記のように評価した理由〕 市内の青少年全員を対象としている事業であり、また青少年が健全に活動できる場所や機会を提供することは、本来ならば市の役割として求められるものでもあるため。		
② 補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	C	今後検討する必要がある
〔上記のように評価した理由〕 のべ約4,000人が参加する事業で、今後も本事業は当該団体が主体となって計画・運営し、継続して行うべきである。社会教育施設の指定管理者制度導入後においては、開催補助金と施設使用料補助金の約100万を予算計上して、本事業を行った。もともと市主催で計画していた事業であることから、団体の主体性を保ちつつ市主催の市子連への委託事業として実施するという選択肢もある。(委託事業として実施することで、補助金交付事業からはずれ、施設使用料の負担もなく運営費用のみの支出となる。)		
③ 創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	A	達成されていない
〔上記のように評価した理由〕 団体が主体性を持って活動するという目的は達成されつつあるが、少子化の影響もあり子ども会会員が減少する中で会費及び他の収入をあげることはできず、団体単独で本事業を開催することは困難である。		
(3) 補助の効果(成果)		
① 補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	A	認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A	期待できる
〔上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい)〕 補助金によって本事業を開催し、子どもたちが交流しながら活動できる機会を提供できており、効果は認められる。また、毎年地域婦人団体連絡協議会や青年協議会・生駒あすなろ会・いこま自然塾などの他団体の協力を得て事業を実施していることから、団体間の相互扶助という面においても効果的であると考えられる。		
(4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)		
① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。	A	明確である
② 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A	目的どおりである
(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？		
有	判断理由	青少年が文化活動にふれる期間を継続して行うためには、市主催・団体委託型事業に切り替えるなどの措置が必要となる。

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

有	見直し時期	平成24年度	
	見直しの契機		
	見直し内容	〔総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。〕 本事業の収入はほぼ補助金のみで実施している。指定管理者制度導入後施設使用料に関して開催補助金(70万)で補うことができないため、加えて施設使用料補助金(36万)を支出済み。	
	(無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由		

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

--	--

(8)今後の方向性は？

②	見直し	判断理由	25年度予算は24年度と同額計上したが、24年度実績を勘案し実績ベースでの算定に努める。
		②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容	26年度から補助金額を縮小。金額は今後、団体との調整の上算定する。

4. 附属データ

(1)交付実績

	平成24年度 (見込)	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
補助金決算額	549 千円	396 千円	558 千円	509 千円	500 千円
うち国県補助金	千円	千円	千円	千円	千円
うちその他財源	千円	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	549 千円	396 千円	558 千円	509 千円	500 千円
交付件数実績	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
当該年度交付対象数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
補助金交付・管理事務の人員費	66 千円				
職員従事者数(人・年)	0.01				

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2)補助金交付先の収支状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
歳出決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(H24年度末現在高)	千円				

(3)補助金交付先に対する市の出資状況

有の場合出資額	千円
---------	----

(4)他市の状況(H25年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	0 千円	類似の事業なし
大和郡山市	0 千円	類似の事業なし
天理市	0 千円	類似の事業なし
橿原市	0 千円	類似の事業なし
香芝市	0 千円	類似の事業なし

生駒市社会教育団体補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、社会教育の推進及び生涯学習の振興を図るため、社会教育団体に対して予算の範囲内において社会教育団体補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 補助金の交付に関しては、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助団体)

- 第2条 補助金の交付の対象となる社会教育団体（以下「補助団体」という。）は、次に掲げる団体とする。
- (1) 女性及び青少年の育成を図る団体のうち次に掲げるもの
- ア 生駒市子ども会育成連絡協議会
 - イ 生駒市スカウト連絡協議会
 - ウ 生駒市青年協議会
 - エ 生駒市地域婦人団体連絡協議会
- (2) 児童・生徒の健全な成長を図り、教師と保護者が協力して教育効果を高めることに資する団体のうち次に掲げるもの
- ア 生駒市PTA協議会

(補助対象経費)

- 第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち市長が適当と認めるものとする。
- (1) 補助団体の運営事業
- (2) 補助団体が実施する事業のうち市長が適当と認めるもの

(補助金の額)

- 第4条 前条第1号に掲げる補助事業に対する補助金の額は、予算の範囲内において市長が適当と認める額とする。
- 2 前条第2号に掲げる補助事業に対する補助金の額は、次のとおりとする。
- (1) 生駒市子ども会育成連絡協議会
- ア 全国子ども会安全会等加入補助金
全国子ども会安全会及び全国子ども会連合会ボランティア活動保険の加入者1人につき、加入料の2分の1に相当する額
 - イ ちびっこ文化祭開催補助金
予算の範囲内において市長が適当と認める額
- (2) 生駒市PTA協議会
- ア PTA安全会加入補助金

P T A安全会の加入世帯1世帯につき、60円

イ 日本P T A全国研究大会参加補助金、日本P T A近畿ブロック研究大会参加補助金及び生駒市P T A協議会研究大会補助金

予算の範囲内において市長が適当と認める額

3 前項に定めるもののほか、前条第2号に掲げる補助事業に対する補助金の額については、その都度予算の範囲内において市長が適当と認める額とする。

4 前3項の規定にかかわらず、補助対象経費に相当する額を超えては、補助金を交付しないものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号又は様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第3条第1号に掲げる補助事業に対する補助金

ア 事業計画書(補助団体の運営に関するもの)

イ 収支予算書(補助団体の運営に関するもの)

ウ 会則又は規約

エ 役員名簿

(2) 全国子ども会安全会等加入補助金及びP T A安全会加入補助金

ア 全国子ども会安全会等加入補助金にあっては、全国子ども会安全会及び全国子ども会連合会ボランティア活動保険に加入したこと、加入者数及び支払った保険料の額を証する書類の写し

イ P T A安全会加入補助金にあっては、P T A安全会が保険に加入したこと、加入者数及び支払った保険料の額を証する書類の写し

(3) 日本P T A全国研究大会参加補助金及び日本P T A近畿ブロック研究大会参加補助金

ア 補助事業に係る行事の内容が分かる書類

イ アの行事に参加したときの行程表、参加に要した費用(参加費、交通費、宿泊費等)、参加した者の氏名その他市長が必要と認める事項が分かる書類

(4) 第3条第2号に掲げる補助事業に対する補助金(前2号に係るものを除く。)

ア 事業計画書(当該補助事業に関するもの)

イ 収支予算書(当該補助事業に関するもの)

3 補助団体は、市長が必要と認めるときは、前項に規定する添付書類に加え、市長が求める書類を添付しなければならない。

(交付決定通知)

第6条 補助金規則第6条の規定による通知(次項において「交付決定通知」という。)は、補助金交付決定通知書(様式第3号及び様式第4号)によるものとする。

(実績報告)

第7条 補助金規則第12条第1項に規定する実績報告書は、様式第5号によるものとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要ないと認めるときは、第3号に掲げる書類の一部を省略することができる。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象経費に係る領収書及び契約書の写し（領収書又は契約書の金額が1件当たり1,000円以下となるものについては、支出項目一覧表によることができる。）

(4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、全国子ども会安全会等加入補助金、PTA安全会加入補助金、日本PTA全国研究大会参加補助金及び日本PTA近畿ブロック研究大会参加補助金（次条第2項において「全国子ども会安全会等加入補助金等」という。）に係る補助金規則第12条に規定する実績報告は、第5条第1項の規定による交付申請と併せて行うものとする。この場合において、当該交付申請の添付書類をもって当該実績報告の添付書類とする。

（補助金の額の確定）

第8条 補助金交付規則第13条の規定による額の確定の通知（次項において「確定通知」という。）は、補助金確定通知書（様式第6号）によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、全国子ども会安全会等加入補助金等については、交付決定通知をもって確定通知とみなす。

（交付の請求等）

第9条 補助金規則第16条の規定による補助金等の交付の請求（次項の規定による確定前の交付の請求を含む。）は、補助金交付請求書（様式第7号又は様式第8号）によるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助金規則第13条の規定による額の確定をする前に補助金の一部又は全部を交付することができる。

（施行の細目）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年5月14日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 生駒市女性及び青少年の社会教育団体運営事業補助金交付要綱（平成6年4月1日施行）

(2) PTA協議会育成補助金交付要綱（平成7年4月1日施行）

3 この要綱の規定は、平成21年度以後の分の補助金について適用する。

- 4 旧生駒市女性及び青少年の社会教育団体運営事業補助金交付要綱及び旧PTA協議会育成補助金交付要綱の規定は、平成20年度以前の分の補助金について、なおその効力を有する。